

新旧对照表

## 新旧対照表

## 現 行

## 別表（第4条の2関係）

## 第1 一般公衆浴場に係る基準

1～5 (略)

## 6 浴用の水及び湯に係る基準

(1) 次に定める水質基準を保つこと。ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。

ア (略)

イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(エ)までに定める基準とする。ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

(ア) 濁度 5度以下であること。

(イ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(ウ) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

(2) (1)の水質基準（循環ろ過装置を設けない浴槽の浴槽水にあつては、(1)のイの(エ)の水質基準を除く。）に適合しているかどうかについて、年1回以上水質検査を行い、その結果を3年間保存すること。

(3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上がり用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

7～9 (略)

## 第2 その他の公衆浴場に係る基準

1～8 (略)

## 9 浴用の水及び湯に係る基準

第1の6に掲げる基準に該当すること。

10～12 (略)

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

3 上がり用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

4 上がり用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。

6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水をいう。

## 改 正 案

## 別表（第4条の2関係）

## 第1 一般公衆浴場に係る基準

1～5 （略）

## 6 浴用の水及び湯に係る基準

(1) 次に定める水質基準を保つこと。ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。

ア （略）

イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(エ)までに定める基準とする。ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

(ア) 濁度 5度以下であること。

(イ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(ウ) 大腸菌 1ミリリットルにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

(2) (1)の水質基準（循環ろ過装置を設けない浴槽の浴槽水にあつては、(1)のイの(エ)の水質基準を除く。）に適合しているかどうかについて、年1回以上水質検査を行い、その結果を3年間保存すること。

(3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上がり用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

7～9 （略）

## 第2 その他の公衆浴場に係る基準

1～8 （略）

## 9 浴用の水及び湯に係る基準

第1の6に掲げる基準に該当すること。

10～12 （略）

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

3 上がり用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

4 上がり用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。

6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水をいう。